

尾花沢市教育委員会 中学校部活動等に関する基本方針

○本方針策定の趣旨等

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし、少子化が進展する中、本市においても生徒数の減少に伴い学校部活動の団体活動の継続や学校の働き方改革を推進する上で専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続も難しくなっている。このような状況下において学校や地域によっては、従前と同様の体制での運営、存続が厳しい状況にある。

国では令和2年9月、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の中で、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針が示されており、これを受けて本市では、生徒にとって望ましい活動を保障し、かつ地域の持続可能な活動環境を構築するという観点に立ち、令和5年6月に「学校部活動の地域連携・地域移行支援協議会」を設置した。協議会においては、運動部及び文化部の活動が、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で効率的・効果的に運営されることを目指し、検討を進めている。

市教育委員会では、学校部活動の地域移行を推進するとともに『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁、文化庁策定及び『山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編』（平成30年12月山形県教育委員会策定）に則り、本市における中学校の部活動と地域活動の実施について、市の基本的な考えを示すものである。

1 適切な運営のための体制整備

（１）尾花沢市中学校 学校部活動等に関する方針の策定等

①市教育委員会は、山形県中学校長会「部活動に関する申し合わせ事項」及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等に則り「尾花沢市中学校部活動等に関する基本方針」を策定する。

②市教育委員会は、市中学校長会からの報告等を受け、本方針に改善すべき点があった場合は改善を図り、学校及び関係団体への周知を行う。

③校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動の活動方針」を策定し、保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組むとともに、学校のホームページへの掲載により公表し、遵守状況について部活動顧問が提出する年間活動計画及び実績等により確認する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

①市教育委員会は、学校の生徒及び教員数、学校実態を踏まえ、可能な限り部活動指導員を配置し、部活動顧問や大会引率等を担うことができるよう体制を構築する。

②市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

③校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

④校長は、毎月の部活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

⑤校長は、学校管理下において、事故が発生した場合に備え、学校危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問、生徒、家庭と共通理解を図る。また、各部活動において日常的に施設及び設備の安全点検を実施するよう指導する。

⑥市教育委員会及び校長は、教員の学校部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」及び「山形県公立学校における働き方改革プラン（令和 5 年 3 月 山形県教育委員会）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

①校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず「運動部活動での指導ガイドライン（平成 25 年 5 月 文部科学省）」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（活動中の障害・外傷の予防、 バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

②部活動顧問及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の技術向上や、生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなくそれぞれの目標を達成できるよう、学校内で連携しながら発達の個人差や成長期における心身の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

③部活動顧問及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引きを活用して適切な指導を行う。

④学校管理下における熱中症は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものが多いため、活動内のこまめな水分、塩分の補給、休憩を取らせ、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症予防運動指数」等を参考に事故防止対策を講じる。

(2) 体罰・ハラスメント防止の徹底

「運動部活動での指導ガイドライン（平成 25 年 5 月 文部科学省）」において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではない。市教育委員会及び校長は、全教職員をはじめ、部活動指導員及び外部指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と指導の徹底を行う。

3 適切な休養日等の設定

①成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり1日以上の休養日を設ける。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも2時間程度とし、長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

②校長は、「学校の部活動等のあり方に関する方針」の策定にあたっては、上記①を参考に休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

③校長は、学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の休養日を設ける等を検討する。

4 部活動改革の方向性

少子化にあっても「自らの未来を自らの力で切り拓く、たくましい子ども達を育てる」との意識のもと、将来にわたり本市の生徒がスポーツや文化芸術活動等に継続して親しみ、楽しむことができる環境、機会を確保することを目指していく。

生徒の中には、上位大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身に付けたい、仲間と楽しい時間を過ごしたい、など志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないよう、市全体で生徒の活動を支援していく。

部活動改革を進めるにあたり、以下を基本的な考え方として取り組みを進めていく。

- ①中学校2校における休日部活動の地域移行を推進、支援していく
- ②生徒の多様な「やってみたい、やりたい」が可能な環境づくりに取り組んでいく
- ③地域の中に生徒の「居場所づくり」に取り組んでいく

（１）任意加入制度の導入

学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、任意加入制度とする。

（２）部活動の休日活動の地域移行

- ①市教育委員会は、中学生の多様な文化芸術・スポーツ等の活動を推進するため、「おばなざわ未来

クラブ」を設立し活動団体の円滑な運営を支援する事務局を教育委員会内に設置する。

②市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際の運営団体・実施主体は、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、保護者会、同窓会などを想定し、地域団体や民間事業者といった学校以外の運営のもと、外部指導者を活用する。

③市教育委員会は、上記団体及び活動内容、運営状況について把握し、学校と共有を図り、問題のある時は、適宜、指導・是正を行う。

④市教育委員会は、新たな活動を設置することで生徒の多様なニーズに応えていく。

（３）指導者

指導者は、心身の成長途上である生徒を指導することから、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害や外傷の予防、バランスの取れた生活の配慮等）、事故防止を徹底しながら、過度な負担とならないことはもちろん、体罰・言葉の暴力・ハラスメントなどの根絶に保護者とともに努める。

①市教育委員会は、education-bank やスポーツ少年団、文化関連団体に働きかけ、クラブ活動団とともに地域指導者の確保に努め、各クラブの指導者の人数は、参加人数に応じて上限を設ける。

②市教育委員会は、登録しようとする指導者に対し、学校部活動の理解とおぼなざわ未来クラブ活動方針の共有を行い、年２回以上の研修等を通じて指導力向上等の資質向上を図る。

③指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合には、看過することなく、クラブ団体、教育委員会と連携し対応する。

④各学校は、部活動顧問と未来クラブ指導者と情報共有を図り、連携しながら生徒に対し適切な指導を行う。

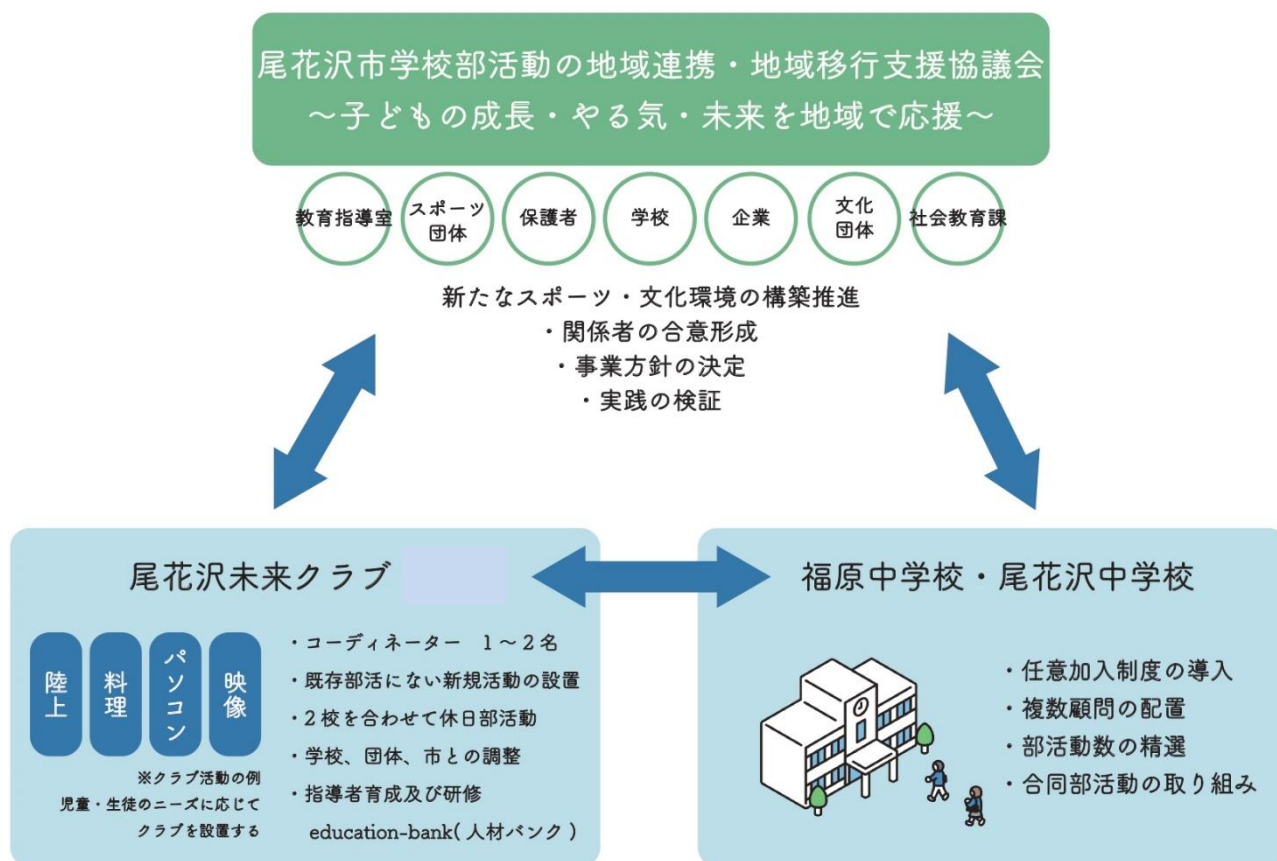
（４）推進体制

学校部活動の地域連携や地域移行といった部活動改革を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して取り組む必要があり、その進め方や推進体制を以下のように取り組む。

①尾花沢市学校部活動の地域連携・地域移行支援協議会を設置し、休日の部活動地域移行に向けた取り組みの進捗状況等を検証し、必要に応じて改善を提案し地域移行の適正な展開に努めて

いく。

②アンケートなどを通じて、生徒・保護者等へのニーズ把握を行うとともに、校長会との意見交換を行うなど学校、地域、行政と一体となって推進する。



5 その他

①学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等に出場するものについては、中学校体育連盟主催の大会、中学校文化連盟が運営に協力するこれまで出場している大会のみとする。

②校長及び全教職員は、生徒の管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その状況を把握する。全教職員は、保護者に対し、管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担任等へ報告するよう理解と協力を求める。

策定期日 2024年 7月 1日

尾花沢市教育委員会